

**四国中央市第7期障がい福祉計画
四国中央市第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月
四国中央市

もくじ

四国中央市第7期障がい福祉計画 四国中央市第3期障がい児福祉計画

第1章 計画策定にあたって	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	
1. 障害者手帳所持者の状況	6
2. 住民基本台帳人口の状況	7
3. 障害福祉サービス等受給者数の状況	7
4. 障害福祉サービス等提供事業所数の状況	8
第3章 成果目標及び活動指標	
1. 施設入所者の地域生活への移行	9
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3. 地域生活支援の充実	12
4. 福祉施設から一般就労への移行等	14
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	16
6. 相談支援体制の充実・強化等	18
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20
8. 発達障がい者等に対する支援	21
第4章 障害福祉サービス等の見込量	22
第5章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	27
第6章 その他の取組	
1. 成年後見制度の推進	32
2. 虐待の防止	32
3. 障害を理由とする差別の解消の推進	32
4. 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進	33
5. 重層的支援体制の推進	33
参考資料	
アンケート結果	34

第1章 計画策定にあたって

1. 趣旨

四国中央市第7期障がい福祉計画並びに四国中央市第3期障がい児福祉計画（以下「この計画」といいます）は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援などを提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とし策定します。

また、本市では、令和3年9月に「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」が制定されました。

この条例は、障がいの有無に関わらず共に協力し、全ての市民が人格と個性を尊重し合えるまちづくりを目指すことを目的としています。

この計画は、条例の理念とする社会の実現のため、本市における障がい者施策の基本計画として策定するものです。

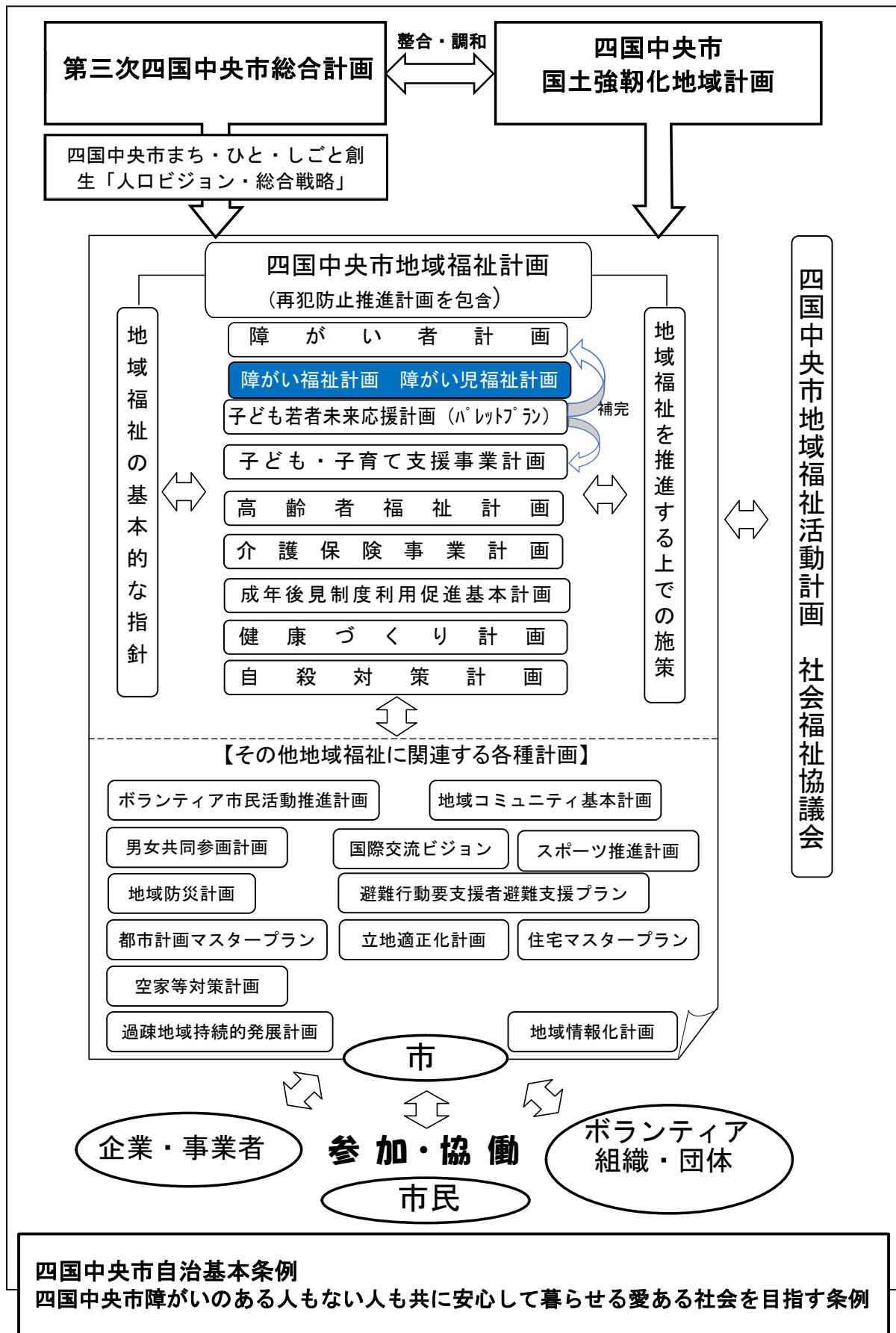
2. 位置づけ

この計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけられます。

また、本市の上位計画である「第三次四国中央市総合計画」、「第3次地域福祉計画」と一体的に連動して取組み、障害者基本法に基づき障がい者のための施策の基本的な方針を定める「第3次障がい者計画」の部分的な実施計画としての性格を有するものです。

なお、この計画は、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）に基づき策定することとされています。

◆福祉関連分野別計画との位置づけ



3. 計画期間

この計画は、令和8年度を目標年次とし、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年です。

◆計画の期間

名称 \ 年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
総合計画	第二次							第三次 (R5~R14)				
	前期基本計画			後期基本計画				前期基本計画				
地域福祉計画	第2次							第3次				
障がい者計画	第2次							第3次				
<u>障がい福祉計画</u>	第4期	第5期			第6期			第7期				
<u>障がい児福祉計画</u>			第1期			第2期			第3期			

4. 対象

この計画の対象となる「障がい者」並びに「障がい児」の定義は、障害者基本法第2条1において、障害者の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており。

また、障害者総合支援法の施行により難病患者等も対象となったことを受け、この計画では上記の定義に難病患者等も加えるものとします。そのうち18歳未満の者については「障がい児」と表記しています。

5. 計画の検証

この計画において設定した目標・事業量は、PDCAサイクルを導入し、施策の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を整理・検討し、その結果については「四国中央市自立支援協議会」において意見を聴き、必要があると認めるときは、本計画を変更する等必要な措置を講じます。

評価の結果については、市ホームページ等で市民に公表します。

6. 計画の基本的な考え方

この計画は、次に掲げる事項について成果目標および活動指標を設定し、その達成に向けて特に取り組みを進めます。

また、この計画の策定にあたり、障がいのある人の支援者・家族・当事者を対象としたアンケートの調査結果より抽出された四国中央市の課題やニーズを反映させ策定することとします。

【成果目標および活動指標設定事項】

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (8) 発達障がい者等に対する支援

7. 「障がい」のひらがな表記

この計画では、マイナスイメージを与える「害」の表記はノーマライゼーションの理念を推進するうえからも不適切と考え、「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で5,035人、人口82,947人に対する割合は、約6.1%であり、市民の約17人に1人が手帳を所持していることとなります。手帳別では、身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあります。療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

(単位：人)

手帳種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	3,766	3,702	3,618	3,463
療育手帳	870	872	882	889
精神障害者保健福祉手帳	600	592	618	683
合計	5,236	5,143	5,118	5,035

各3月31日現在

身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

実所持者数	3,463
-------	-------

(単位：人)

種別\等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	109	75	15	19	30	7
聴覚又は平衡機能障害	26	101	27	62	2	126
音声機能、言語機能又は そしゃく機能障害	1	3	19	11	0	0
肢体不自由	437	482	365	447	181	99
内部障害	890	14	176	254	0	0
合計	1,463	675	602	793	213	232

令和5年3月31日現在

②療育手帳所持者数

(単位：人)

年齢\区分	重度(A)	重度以外(B)	計
18歳未満	56	147	203
18歳以上	208	478	686
合計	264	625	889

令和5年3月31日現在

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	1 級	2 級	3 級	計
人数	49	467	167	683

令和 5 年 3 月 31 日現在

2. 住民基本台帳人口の状況

本市の人口の状況を見ると、年々減少傾向にありますが、人口に対する手帳所持者率は、若干の増加傾向にあります。

年	世帯数	人口			人口増減 (前年比)	人口に対 する手帳 所持者率 (%)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)		
令和 2 年	38,871	86,073	42,056	44,017	△ 932	6.1
令和 3 年	38,963	85,145	41,671	43,474	△ 928	6.0
令和 4 年	38,851	83,944	41,157	42,787	△ 1,201	6.1
令和 5 年	38,831	82,947	40,674	42,273	△ 997	6.1

住民基本台帳人口（外国人を含む）

各 3 月 31 日現在

3. 障害福祉サービス等受給者数

本市における障害者総合支援法による障害福祉サービス受給者は、令和 5 年 3 月末時点で 747 人となっており、年々増加傾向にあります。

児童福祉法による児童通所支援サービス受給者は、令和 5 年 3 月末時点で 354 人となっており、横ばいで推移しているといえます。

尚、近年のサービス提供事業所の増加に伴い、1 人あたりのサービス利用量は増加しているのが現状です。

(単位：人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
障害福祉サービス	673	690	716	747
児童通所支援サービス	360	349	328	354
合 計	1,033	1,039	1,044	1,101

各 3 月 31 日現在

4. 障害福祉サービス等提供事業所の状況

令和5年4月1日現在、市内の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス提供事業所及び、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の指定事業所は下記のとおりです。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス指定事業所

サービス名		事業所数	利用定員	備考	
訪問系サービス	居宅介護	13			
	重度訪問介護	11			
	同行援護	6			
	行動援護	2			
日中活動系サービス	生活介護	9	199		
	生活介護（基準該当）	5			
	自立訓練（機能）	0			
	自立訓練（生活）	2	24		
	宿泊型自立訓練	0			
	就労移行支援	2	16		
	就労継続支援 A	2	40		
	就労継続支援 B	18	299	従たる事業所 2	
	療養介護	0			
	短期入所	併設型 空床型	2 4	15	
居住系サービス	施設入所支援	3	110		
	共同生活援助	介護サービス包括型	3	35	
		外部サービス利用型	1	20	
相談支援	計画相談支援	9			
	地域移行支援	8			
	地域定着支援	8			

児童福祉法に基づく障害児通所支援等指定事業所数

サービス名		事業所数	利用定員	備考
通所系サービス	児童発達支援	4	70	
	放課後等デイサービス	14	170	従たる事業所 1
	保育所等訪問支援	1		
入所系サービス	障がい児入所施設	1	10	
相談支援	障害児相談支援事業	9		

第3章 成果目標及び活動指標

1. 施設入所者の地域生活への移行

障害者支援施設の入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の数及び施設入所者の削減目標を設定します。

令和5年3月末現在、四国中央市では126人（市内施設89人、市外施設37人）が施設入所しています。

市内には障害者支援施設が2か所ありますが、そのうち公設公営で運営を行ってきた障害者支援施設「太陽の家」は、令和5年度から2年間の指定管理を行った後、そのまま施設を譲渡し民営化する予定です。そこから民間によって定員40名規模の新しい入所施設の整備を行い、令和10年度を目途に20名を超える利用者の地域移行を実現させることを目標に掲げておりますので、本計画における成果目標は、それらを踏まえた数値を設定することになります。

また、「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」第8条第2項第3号では、居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援に関する合理的配慮について規定されており、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、地域移行に対して安心感を持てるような支援、地域における障がいのある人に対する理解促進、相談支援体制の充実及び地域移行の受け皿として必要となるグループホーム等の居住の場などの社会資源が必要であるため、その確保に努めます。

【国の指針】

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②施設入所者の削減
令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。

【成果目標①】

項目		数値
令和4年度末時点の施設入所者 ※	A	126人
【目標値】		
Aのうち令和8年度末までの地域生活移行者	B	25人
達成率	B/A	19.8%

※ 改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の者で、引き続き当該施設等に入所している者の数を含む。

【成果目標②】

項目		数値
令和4年度末時点の施設入所者数	A	126人
【目標値】		
令和8年度末までの施設入所者の削減数	B	30人
達成率	B/A	23.8%

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。

「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」第9条第1項第4号では、関係者による協議の場の構築について規定されており、施策の効果的な推進に当たっては、医療や福祉等の関係機関のみならず、当事者等との協議が重要であり、その構築に向け、四国中央保健所（障害保健圏域）と連携し、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者による協議の場を設置するとともに支援体制を構築するために必要となる、目標設定及び評価を年1回実施することを活動指標とします。

また、精神障がい者の地域生活のために必要な障害福祉サービス（地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助（グループホーム）・自立生活援助・自立訓練（生活訓練））の利用見込数をそれぞれ活動指標とします。

なお、国の基本指針に基づく成果目標は、「愛媛県障がい者プラン（第7期愛媛県障がい福祉計画）」において策定されます。

【活動指標】

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	3	3	3

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

関係者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健	6	6	6
医療(精神科)	3	3	3
医療(以外)	1	1	1
介護	1	1	1
当事者	1	1	1
家族	1	1	1
その他	3	3	3

③ 精神障がい者のうち障害福祉サービスの利用見込数

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域移行支援利用者数	2	2	2
地域定着支援利用者数	2	2	2
共同生活援助利用者数	2	2	2
自立生活援助利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）利用者数	2	2	2

【国の指針】 ※「第 7 期愛媛県障がい福祉計画」において策定

- ①精神障がい者の精神病床から退院 1 年以内の地域移行における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ②精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）令和 8 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 68.9% 以上、6 か月時点の退院率を 84.5% 以上、1 年時点の退院率を 91.0% 以上とすることを基本とする。

3. 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

本市における地域生活支援拠点整備について、第6期四国中央市自立支援協議会拠点整備部会において協議され、「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の両面から機能整備をはかる「併用整備型」整備することを目標とし、整備後は、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証を行うことを目標とします。

また、強度行動障害を有する者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを目標とします。

【国の指針】

- ① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【成果目標①-1】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を確保	1拠点	

【成果目標①-2】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までにコーディネーターを配置	1人	

【成果目標①-3】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回/年	

【成果目標②-1】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、支 援ニーズの把握の実施	1回／年	

4. 福祉施設から一般就労への移行等

「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」第8条第2項第4号では、就労に係る相談及び支援就労に関する合理的配慮について規定されており、さまざまな機関による連携した支援と情報共有が重要とされています。

公共職業安定所（ハローワーク四国中央）、障がい者就業・生活支援センター（ジョブあしすとUMA）、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）事業所との連携強化を図り、当事者、支援者、企業間での交流機会の増加を促進し、企業・当事者双方が互いのニーズや事情を把握し理解を深めます。

【国の指針】

- ① 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ④ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【成果目標①-1】

項目		数値
令和3年度末時点の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	A	7人
【目標値】		
令和8年度末時点の一般就労移行者数	B	9人
増加率	B/A	128.6%

【成果目標①-2】

項目		数値
【成果目標①】 令和3年度末時点の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数（7人）のうち 就労移行支援事業所からの移行者数	A	4人
【目標値】		
令和8年度末時点の就労移行支援事業所からの移行者数	B	6人
増加率	B/A	150.0%

【成果目標①-3】

項目	数値
【成果目標①】 令和3年度末時点就労移行支援等を通じた一般就労移行者数（7人）のうち 就労継続支援A型事業所からの移行者数	A 2人
【目標値】 令和8年度末時点の就労継続支援A型事業所からの移行者数	B 3人
増加率	B/A 150%

【成果目標①-4】

項目	数値
【成果目標①】 令和3年度末時点就労移行支援等を通じた一般就労移行者数（7人）のうち 就労継続支援B型事業所からの移行者数	A 1人
【目標値】 令和8年度末時点の就労継続支援B型事業所からの移行者数	B 1人
増加率	B/A 100%

【成果目標②】

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%

【成果目標③】

項目	数値
令和3年度末時点の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	A 9人
【目標値】 令和8年度末時点の一般就労移行者数	B 13人
増加率	B/A 144.4%

【成果目標④】

項目	数値
【目標値】 令和8年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	50%

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」第9条第1項第2号では、子ども若者発達支援センターと特別支援学校その他関係機関の連携による障がい児者の就学、進学、就労等に係る継続した支援の充実について規定されています。

平成29年4月、本市の子ども若者支援の拠点となる四国中央市子ども若者発達支援センター（愛称 Palette（パレット））が整備されました。当センターは、児童福祉法に基づく児童発達支援センター及び児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業及び放課後等デイサービス事業を行うほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者総合相談センターとして、子ども若者が抱える悩みや相談に応えます。

また、医療的な支援が必要な子ども若者をスムーズに医療機関につなげ、また医療機関からも相談を含む地域の障害福祉サービスにつなげるため、情報交換やケース会議などを実施し、子どもの特性に応じた医療機関とのつながりを深めていきます。

【国の指針】

- ① 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【成果目標①】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所	整備済

【成果目標②-1】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1箇所	整備済

【成果目標②-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、障害児の地域社会への参加・包 容（インクルージョン）を推進する体制を構築	1 箇所	

【成果目標③-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末時点の、主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置数	1 箇所	整備済

【成果目標③-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末時点の、主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置数	1 箇所	整備済

【成果目標④-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1 箇所	整備済

【成果目標④-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーデ ィネーターの配置人数	2 人	

6. 相談支援体制の充実・強化等

「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」第9条第1項第3号では、障がい児者の相談支援体制の充実について規定されています。

本市の相談支援体制について、四国中央市基幹相談支援センターと四国中央市子ども若者発達支援センター（愛称「Palette」）を中心とした総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

また、本市自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施体制を確保することを目標とします。

【国の指針】

- ① 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ③ 関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施を行うことを基本とする。

【成果目標①】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置数	1箇所	整備済

【成果目標②-1】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回／年	

【成果目標②-2】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件／年	

【成果目標②-3】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、地域の相談機関との連携強化の 取組実施回数	1 件／年	

【成果目標②-4】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、個別事例の支援内容の検証の実 施回数	1 回／年	

【成果目標②-5】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置数	1 人	

【成果目標③-1】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、協議会における相談支援事業所 の参画による事例検討実施回数	1 回／年	

【成果目標③-2】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、協議会における参加事業者・機 関数	13	

【成果目標③-3】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、協議会の専門部会の設置数	5 部会	

【成果目標③-4】

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和 8 年度末までに、協議会の専門部会の実施回数	50 回／年	

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

福祉人材の確保・育成は最重要課題として挙げられています。

本市職員においても、近年のサービスの多様化、事業所の増加に伴い、利用者が真に必要とするサービスを提供していくための取組みとして、また、障害者総合支援法の具体的内容を理解・促進する観点から、愛媛県が実施する、サービスに関する研修や虐待防止・権利擁護研修の受講のほか、事業者向けの研修の聴講等を積極的に行い職員の資質向上に努めます。

また、障害福祉サービス等にかかる給付費が年々増加する中、審査支払事務の効果的、効率的な実施が求められています。

障害者自立支援審査支払システム等の審査結果や分析結果を事業所等と共有する機会をつくり、給付費等の「正しい請求、正しい支払」の推進に努めます。

【国の指針】

- ① 令和8年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【成果目標①-1】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末時点の、相談支援従事者研修等を活用した四国中央市職員の受講人数	2人/年	

【成果目標①-2】

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末までに、障がい者自立支援審査支払システムでの審査結果やその分析結果を活用した取組みの実施回数	1回/年	

8. 発達障がい者等に対する支援

発達障がいとは「発達の過程で明らかになる脳機能の障がいで、行動やコミュニケーションなどの障がい（症状）が通常低年齢において発現するもの」と規定されています。平成 28 年の発達障害者支援法の一部改正に伴い、市町村は発達障がいの早期発見に努め、発見した場合には適切な支援を行うことが規定されています。

この計画における発達障がいのある人及びその家族への支援として、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングの受講者数、発達障がいのある人の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うペアレント・メンターの人数及びピア（当事者、同じような境遇の人、仲間）同士が交流するピアサポート活動の参加人数を活動指標とします。

【活動指標】

種類	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	2	2	2
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	3	3	3
ペアレント・メンターの人数	3	5	7
ピアサポートの活動への参加人数	40	45	50

第4章 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービスの概要

【①訪問系サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、入院時も一定の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【②日中系サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型 (雇用型) 就労継続支援 B 型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓

	練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【③居住系サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【④相談支援サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 障害福祉サービス見込量

【① 訪問系サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数（時間/月）	2,095	2,179	2,266
	利用時間（人/月）	140	146	152
重度訪問看護	利用人数（時間/月）	334	344	354
	利用時間（人/月）	2	2	2
同行援護	利用人数（時間/月）	435	496	565
	利用時間（任/月）	23	24	25
行動援護	利用人数（時間/月）	34	35	36
	利用時間（人/月）	13	14	15
重度障害者等包括支援	利用人数（時間/月）	0	0	0
	利用時間（人/月）	0	0	0

【②日中系サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数（日/月）	4,237	4,491	4,760
	利用時間（人/月）	244	261	279
うち重度障害者利用者数	利用人数（人/月）	24	26	28
自立訓練（機能訓練）	利用人数（日/月）	5	5	5
	利用時間（人/月）	1	1	1
就労選択支援	利用人数（人/月）		10	10
自立訓練（生活訓練）	利用人数（日/月）	440	458	476
	利用時間（人/月）	35	35	35
就労移行支援	利用人数（日/月）	417	434	451
	利用時間（人/月）	26	27	28
就労継続支援 A型	利用人数（日/月）	2,007	2,589	3,340
	利用時間（人/月）	101	129	165
就労継続支援 B型	利用人数（日/月）	5,277	5,963	6,738
	利用時間（人/月）	371	434	508
就労定着支援	利用人数（人/月）	12	12	13
療養介護	利用人数（人/月）	22	22	22
短期入所（福祉型）	利用人数（日/月）	159	165	172
	利用時間（人/月）	36	37	38
うち重度障害者利用者数	利用人数（人/月）	4	4	4
短期入所（医療型）	利用人数（日/月）	3	3	3
	利用時間（人/月）	1	1	1

【③居住系サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数（人/月）	0	0	0
共同生活援助	利用人数（人/月）	93	94	95
うち重度障害者の利用者	利用人数（人/月）	5	5	5
施設入所支援	利用人数（人/月）	119	113	106

【④相談系サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数（人/月）	208	227	247
地域移行支援	利用人数（人/月）	3	3	3
地域定着支援	利用人数（人/月）	3	3	3

(3) 障害児通所支援等の概要

【障害児通所支援等サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等（※）を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。乳児院・児童養護施設に入所している障がい児も対象となります。 （※）保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要とみとめられた未就学の障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

(4) 障害児通所支援等の見込量

【障害児通所支援等サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用人数（日/月）	512	563	619
	利用時間（人/月）	128	141	155
放課後等デイサービス	利用人数（日/月）	2801	2997	3207
	利用時間（人/月）	372	391	411
保育所等訪問支援	利用人数（日/月）	6	6	6
	利用時間（人/月）	3	3	3
医療型児童発達支援	利用人数（日/月）	3	3	3
	利用時間（人/月）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（日/月）	3	3	3
	利用時間（人/月）	1	1	1
障がい児相談支援	利用人数（人/月）	80	84	88

第5章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施か所	7	7	7
基幹相談支援センター	実施か所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	4	5

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
手話通訳者 要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	市役所内に手話通訳を設置します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人/年	240	250	260
要約筆記者派遣事業	人/年	12	12	12
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護坊帽、移動・移乗支援用具
在宅療養等支援用具	ネプライザー（吸引器）、透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用音声式体温計等
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、情報・通信支援用具等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある方の移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	16	16	16
排泄管理支援用具	件	2,420	2,420	2,420
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施か所/年	1	1	1
	修了者数	10	10	10

(9) 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	120	130	140
	時間/年	5,400	5,850	6,300

(10) 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施か所/年	3	3	3
	人/年	700	700	700

【任意事業】 主なもの

(11) 訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	身体障がいにより居宅の浴槽での入浴が困難な人を対象に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	600	600	600

(12) 日中一時支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護を行っている家族の一時的な休息を図ります。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	120	180	210

(13) 地域移行のための安心生活支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
地域移行のための安心生活支援	入所施設や病院から地域へ移行した障がい者等が、安心して地域生活へ移行及び安定した地域生活の維持・継続を確保するため、24時間緊急相談や緊急一時支援、地域生活体験やそのコーディネートを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行のための安心生活支援	実施の有無	実施	実施	実施

(14) レクリエーション活動支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
レクリエーション活動支援	障がい者の体力増強、交流、社会参加を図るため、スポーツ大会や運動会等のレクリエーション活動を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動支援	実施の有無	実施	実施	実施

第6章 その他の取組

1. 成年後見制度の推進

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神上的の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人・保佐人・補助人を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消すことで本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

本市では「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、利用者と後見人を支える地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進と理解促進を推進します。

また、成年後見サポートセンターとも連携し、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護するため、障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対し支援を行い、障がいのある人が、地域で安心して生活できるように権利擁護の体制充実に取り組めます。

2. 虐待の防止

虐待は、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待が発生した際の連絡体制の一元化と迅速かつ的確な対応が必要です。

本市では平成24年10月に「四国中央市虐待防止センター」を設置し、速やかな事実確認・援助方針・支援者役割の決定、相談支援専門員及びサービス管理者等の関係者からの早期報告による虐待事案の未然防止・早期発見に取り組んできました。今後も引き続き、体制強化を図り虐待の防止に務めます。

3. 障害を理由とする差別の解消の推進

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。改正法は、令和6年4月1日から施行されます。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け権利擁護の体制充実に取り組めます。

4. 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進

近年、日本全国で、集中豪雨や台風による想定を上回る災害が発生し、甚大な被害に見舞われています。本市でも、平成16年の台風災害では5人の犠牲者が発生しました。加えて、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後、高い確率で発生することが予想されており、障がいのある人で特に配慮を要する方（要配慮者）や、これらの方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の安全を確保することが重要な課題となっています。

本市では、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの状況や避難支援方法を具体的に示した支援計画を定める「避難支援プラン個別計画」の作成を推進し、安全な場所への避難に対する一連の行動について支援を必要とする要支援者の生命・身体を守るため、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図ることにより、障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災対策の推進に務めます。

5. 重層的支援体制の推進

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。本市でも、複雑複合化する福祉に関する様々なニーズに対応する包括的な支援体制づくりに取り組みます。

四国中央市障がい児・者ニーズ調査

令和5年10月
四国中央市

1. 調査の目的

本調査は、障害者総合支援法に基づく「四国中央市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「四国中央市障がい児福祉計画」を策定するに当たり、市内の障がい者を対象にアンケート調査を実施し、現状やニーズ等を把握するため実施した。

2. 調査対象

- (1) 障がい児・者の支援者向けアンケート調査
- | | |
|------|------------------|
| 調査対象 | 障がい福祉サービス等事業所 |
| 調査期間 | 2023年6月23日～7月20日 |
| 回 答 | 29事業所 |
- (2) 障がい児・者の家族向けアンケート調査
- | | |
|-------|------------------|
| 調査対象 | 障がい児・者の家族 |
| 調査期間 | 2023年6月23日～7月20日 |
| 回 収 率 | 48.5% (97/200人) |
- (3) 障がい児・者の当事者向けアンケート調査
- | | |
|-------|------------------|
| 調査対象 | 障がい児・者 |
| 調査期間 | 2023年6月23日～7月20日 |
| 回 収 率 | 47.5% (95/200人) |

3. ニーズの選出方法

当事者とその家族及び支援者にアンケート調査を実施した結果、様々なニーズを把握することができた。しかし、確認できたニーズは多岐に渡るため、この中から重要なもの・優先して取り組むべきものを選出する必要がある。

よって、当事者・家族・支援者のアンケートから導き出されたニーズをそれぞれの結果から照らし合わせ、ニーズの総合的な評価を行い特に重要なニーズと取り組むべき分野を導き出すこととした。

支援者アンケート集計

①現在あるサービスの中で、「足りていない」「もっと、あればいいのに」と思うサービス										
	暮らし		日中活動		就労		余暇活動		その他	
第1位	ヘルパー 不足、男性、休日・夜間 対応	14 件	生活介護 強度行動障害 肢体不自由(車椅子使用 者など)	15 件	職場体験	4 件	ヘルパー 不足、土日対応、育成 男性	14 件	短期入所 重症心身障害児者、 医療的ケアが必要な 人	1 件
第2位	公共交通機関の充 実 バス、デマンドタクシー JR	10 件	サービスの選択肢	5 件	企業の障がい者雇 用に対する意識や 理解	3 件	移動手段の充実 移動支援 送迎	5 件	成年後見制度に ついての相談場 所	1 件
第3位	グループホーム	4 件	福祉人材	3 件	就労に関する研修	3 件	休日の余暇活動	3 件	グループホーム 一人暮らしをサポート してくれるサービス	1 件
第4位	短期入所	4 件	日中一時支援	2 件	企業の体制や職場 の雰囲気などの情 報を知る機会	3 件	歩道等のバリアフ リー	1 件	共働き家庭やシ ングル家庭への 支援	1 件
第5位	移動販売 訪問販 売	2 件	医療的ケアが必要 な方のサービス	2 件					インクルーシブ教 育の推進	1 件

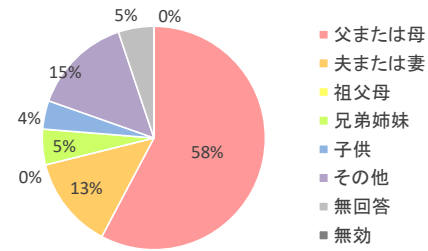
②現在サービスとしてないので、「あったらいいな」と思う社会資源								③他に何かきになること		
	暮らし		日中活動		就労		余暇活動			
第1位	地域交流の場	10 件	共通趣味のサーク ルや仲間作り、地域 と交流できる場	10 件	見学会や体験 (企業や事業所)	11 件	送迎サービス	5 件	日中一時支援	3 件
第2位	災害時の支援体制 の構築	7 件	スポーツ大会等のイ ベント	2 件	交流の場	3 件	安心して過ごせる居 場所	3 件	医療と福祉の両 方に長けた専門 職による医療と 福祉の連携	1 件
第3位	ボランティア活動の 充実	2 件			企業の障がい理解	3 件	天候にかかわらず 遊べる場	2 件	障がいについて 学べる場	1 件

- ◎ 公共交通機関の利用に課題があるため、便数の増加や新たな移動手段の充実が求められる。
- ◎ 福祉サービス事業所、特に生活介護、短期入所、グループホーム、日中一時支援の増加が求められている。また、医療的ケアが必要な方や重度の障がいのある方の支援が求められている。
- ◎ 暮らしや余暇活動の充実を図るため、ヘルパー（特に男性）不足解消と休日夜間対応の充実が必要である。
- ◎ 障がい者雇用促進を図るため、当事者・支援者・企業が、研修、交流、体験の機会を共有し相互理解を深めることが必要である。
- ◎ 生活全般を通じて、夜間休日を問わず、同じ趣味を持つ者同士が集える「交流・体験の場」や「地域交流の機会」が求められている。

家族向けアンケート集計

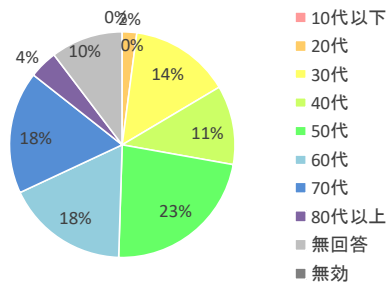
問1 アンケートの回答者

1	父または母	56	58%
2	夫または妻	13	13%
3	祖父母	0	0%
4	兄弟姉妹	5	5%
5	子供	4	4%
6	その他	14	14%
7	無回答	5	5%
8	無効	0	0%
合計		97	100%



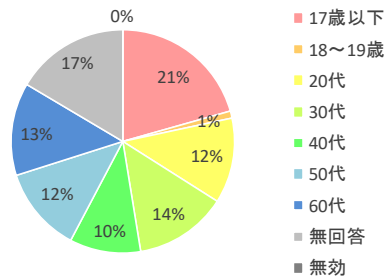
問2 ご家族の年齢

1	10代以下	0	0%
2	20代	2	2%
3	30代	14	14%
4	40代	11	11%
5	50代	22	23%
6	60代	17	18%
7	70代	17	18%
8	80代以上	4	4%
9	無回答	10	10%
10	無効	0	0%
合計		97	100%



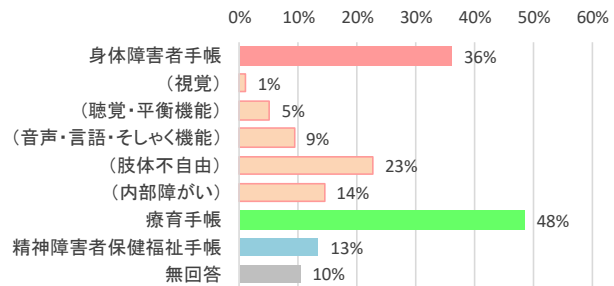
ご本人の年齢

1	17歳以下	20	21%
2	18～19歳	1	1%
3	20代	12	12%
4	30代	13	13%
5	40代	10	10%
6	50代	12	12%
7	60代	13	13%
8	無回答	16	16%
9	無効	0	0%
合計		97	100%



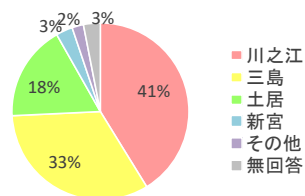
問3 ご本人が持っている手帳【複数回答】

1	身体障害者手帳	35	36%
	(視覚)	1	1%
	(聴覚・平衡機能)	5	5%
	(音声・言語・そしゃく機能)	9	9%
	(肢体不自由)	22	23%
	(内部障がい)	14	14%
2	療育手帳	47	48%
3	精神障害者保健福祉手帳	13	13%
4	無回答	10	10%



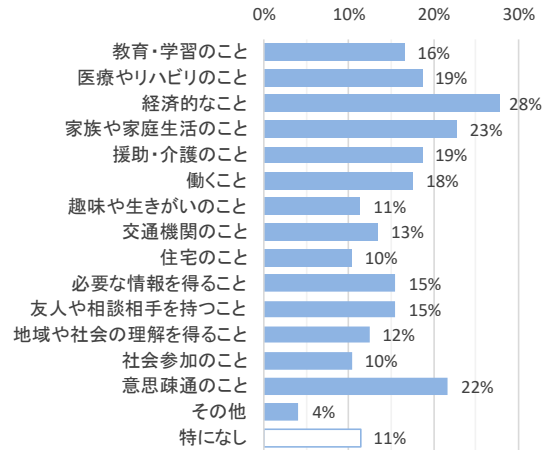
問4 ご本人が住んでいる地域

1	川之江	40	41%
2	三島	32	33%
3	土居	17	18%
4	新宮	3	3%
5	その他	2	2%
6	無回答	3	3%
合計		97	100%



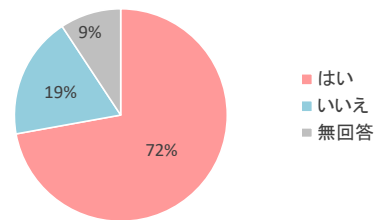
問5 ご本人またはご家族にとっての生活の中での悩みや困りごと【複数回答】

1	教育・学習のこと	16	16%
2	医療やリハビリのこと	18	19%
3	経済的なこと	27	28%
4	家族や家庭生活のこと	22	23%
5	援助・介護のこと	18	19%
6	働くこと	17	18%
7	趣味や生きがいのこと	11	11%
8	交通機関のこと	13	13%
9	住宅のこと	10	10%
10	必要な情報を得ること	15	15%
11	友人や相談相手を持つこと	15	15%
12	地域や社会の理解を得ること	12	12%
13	社会参加のこと	10	10%
14	意思疎通のこと	21	22%
15	その他	4	4%
16	特になし	11	11%



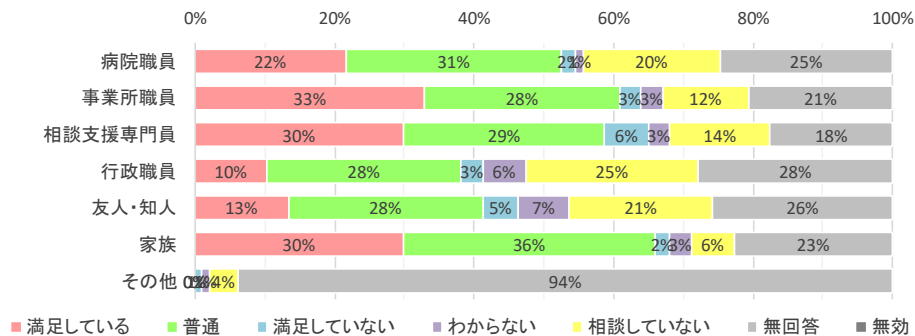
問6 サービス利用や相談をどこにすればいいか知ってる

1	はい	70	72%
2	いいえ	18	19%
3	無回答	9	9%
合計		97	100%



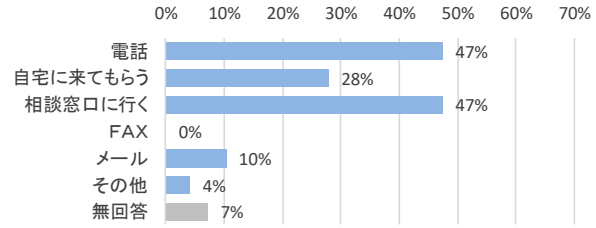
問7 ご本人のことを相談する相手の有無と、満足度について

	満足している	普通	満足していない	わからない	相談していない	無回答	無効	
1	病院職員	21	30	2	1	19	24	0
2	事業所職員	32	27	3	3	12	20	0
3	相談支援専門員	29	28	6	3	14	17	0
4	行政職員	10	27	3	6	24	27	0
5	友人・知人	13	27	5	7	20	25	0
6	家族	29	35	2	3	6	22	0
7	その他	0	0	1	1	4	91	0



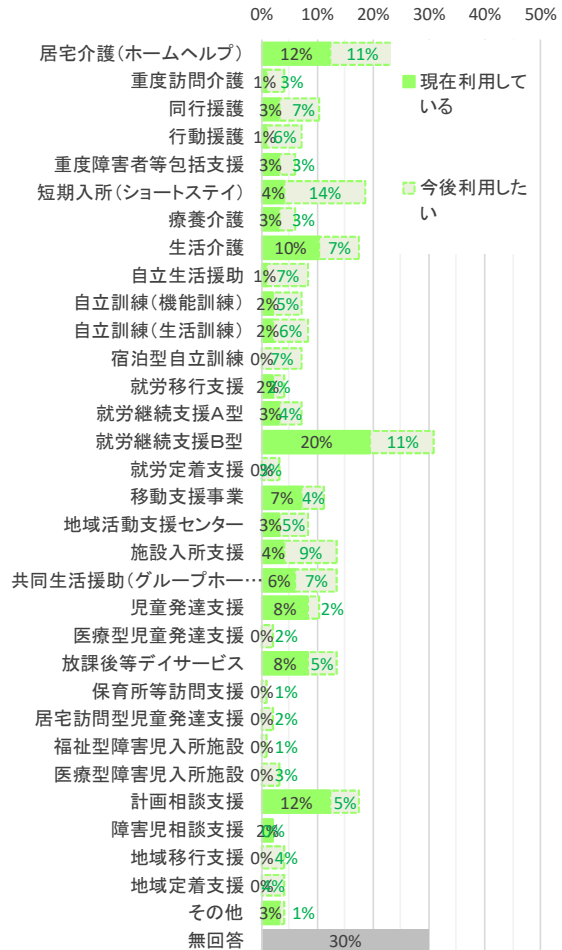
問8 希望する相談方法【複数回答】

1	電話	46	47%
2	自宅に来てもらう	27	28%
3	相談窓口に行く	46	47%
4	FAX	0	0%
5	メール	10	10%
6	その他	4	4%
7	無回答	7	7%



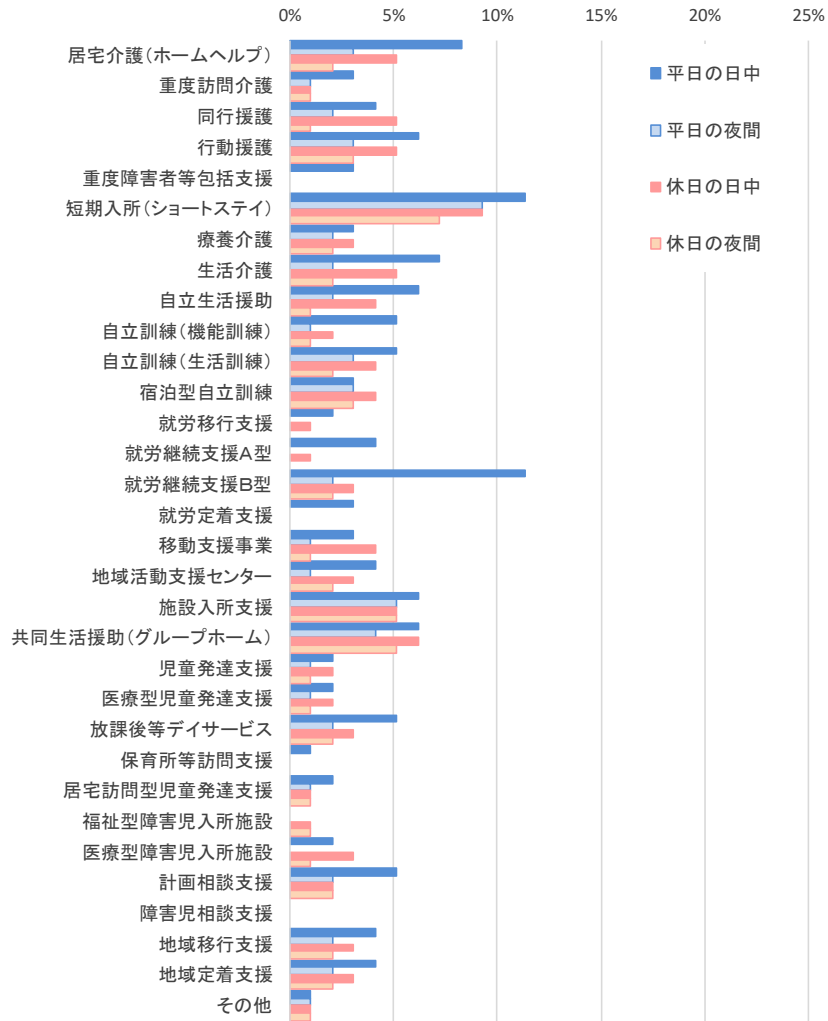
問9 利用している障がい福祉サービス【複数回答】

1	居宅介護(ホームヘルプ)	12	12%
2	重度訪問介護	1	1%
3	同行援護	3	3%
4	行動援護	1	1%
5	重度障害者等包括支援	3	3%
6	短期入所(ショートステイ)	4	4%
7	療養介護	3	3%
8	生活介護	10	10%
9	自立生活援助	1	1%
10	自立訓練(機能訓練)	2	2%
11	自立訓練(生活訓練)	2	2%
12	宿泊型自立訓練	0	0%
13	就労移行支援	2	2%
14	就労継続支援A型	3	3%
15	就労継続支援B型	19	20%
16	就労定着支援	0	0%
17	移動支援事業	7	7%
18	地域活動支援センター	3	3%
19	施設入所支援	4	4%
20	共同生活援助(グループホーム)	6	6%
21	児童発達支援	8	8%
22	医療型児童発達支援	0	0%
23	放課後等デイサービス	8	8%
24	保育所等訪問支援	0	0%
25	居宅訪問型児童発達支援	0	0%
26	福祉型障害児入所施設	0	0%
27	医療型障害児入所施設	0	0%
28	計画相談支援	12	12%
29	障害児相談支援	2	2%
30	地域移行支援	0	0%
31	地域定着支援	0	0%
32	その他	3	3%
33	無回答	29	30%



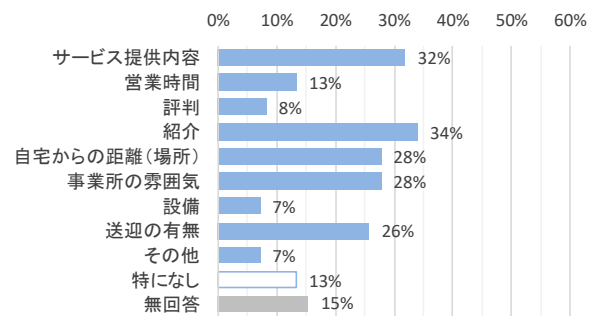
問10 現在利用していないが、今後(将来)利用したいサービスとその時間帯【複数回答】

	平日の 日中	平日の 夜間	休日の 日中	休日の 夜間	今後利 用した い
1 居宅介護(ホームヘルプ)	8	3	5	2	11
2 重度訪問介護	3	1	1	1	3
3 同行援護	4	2	5	1	7
4 行動援護	6	3	5	3	6
5 重度障害者等包括支援	3	0	0	0	3
6 短期入所(ショートステイ)	11	9	9	7	14
7 療養介護	3	2	3	2	3
8 生活介護	7	2	5	2	7
9 自立生活援助	6	2	4	1	7
10 自立訓練(機能訓練)	5	1	2	1	5
11 自立訓練(生活訓練)	5	3	4	2	6
12 宿泊型自立訓練	3	3	4	3	7
13 就労移行支援	2	0	1	0	2
14 就労継続支援A型	4	0	1	0	4
15 就労継続支援B型	11	2	3	2	11
16 就労定着支援	3	0	0	0	3
17 移動支援事業	3	1	4	1	4
18 地域活動支援センター	4	1	3	2	5
19 施設入所支援	6	5	5	5	9
20 共同生活援助(グループホーム)	6	4	6	5	7
21 児童発達支援	2	1	2	1	2
22 医療型児童発達支援	2	1	2	1	2
23 放課後等デイサービス	5	2	3	2	5
24 保育所等訪問支援	1	0	0	0	1
25 居宅訪問型児童発達支援	2	1	1	1	2
26 福祉型障害児入所施設	0	0	1	1	1
27 医療型障害児入所施設	2	0	3	1	3
28 計画相談支援	5	2	2	2	5
29 障害児相談支援	0	0	0	0	0
30 地域移行支援	4	2	3	2	4
31 地域定着支援	4	2	3	2	4
32 その他	1	1	1	1	1
合計	131	56	91	54	



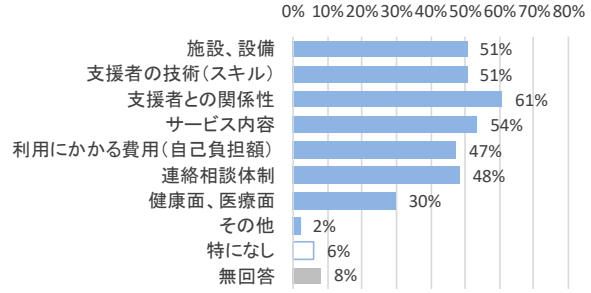
問11 利用しているサービス提供事業所を選んだ理由【複数回答】

1	サービス提供内容	31	32%
2	営業時間	13	13%
3	評判	8	8%
4	紹介	33	34%
5	自宅からの距離(場所)	27	28%
6	事業所の雰囲気	27	28%
7	設備	7	7%
8	送迎の有無	25	26%
9	その他	7	7%
10	特になし	13	13%
11	無回答	15	15%



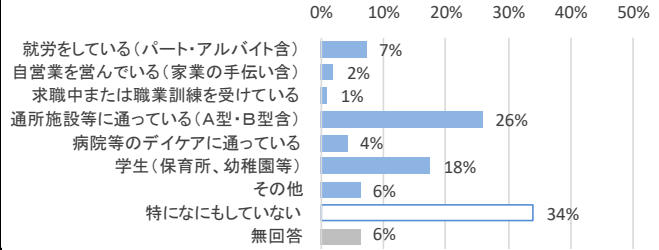
問12 安心して支援者にご本人を任せるために重要だと思うもの【複数回答】

1	施設、設備	49	51%
2	支援者の技術(スキル)	49	51%
3	支援者との関係性	59	61%
4	サービス内容	52	54%
5	利用にかかる費用(自己負担額)	46	47%
6	連絡相談体制	47	48%
7	健康面、医療面	29	30%
8	その他	2	2%
9	特になし	6	6%
10	無回答	8	8%



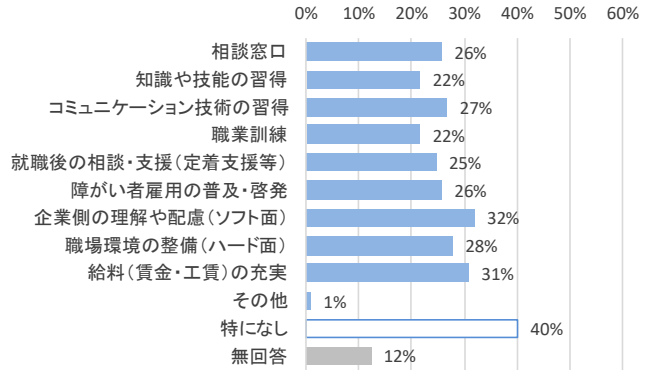
問13 ご本人の現在の就労状況【複数回答】

1	就労をしている(パート・アルバイト含)	7	7%
2	自営業を営んでいる(家業の手伝い含)	2	2%
3	求職中または職業訓練を受けている	1	1%
4	通所施設等に通っている(A型・B型含)	25	26%
5	病院等のデイケアに通っている	4	4%
6	学生(保育所、幼稚園等)	17	18%
7	その他	6	6%
8	特になし	33	34%
9	無回答	6	6%



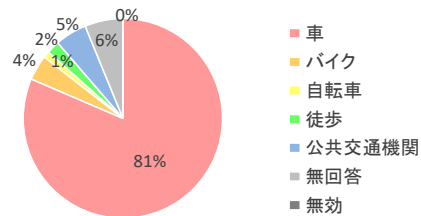
問14 ご本人が就労するために必要な支援【複数回答】

1	相談窓口	25	26%
2	知識や技能の習得	21	22%
3	コミュニケーション技術の習得	26	27%
4	職業訓練	21	22%
5	就職後の相談・支援(定着支援等)	24	25%
6	障がい者雇用の普及・啓発	25	26%
7	企業側の理解や配慮(ソフト面)	31	32%
8	職場環境の整備(ハード面)	27	28%
9	給料(賃金・工賃)の充実	30	31%
10	その他	1	1%
11	特になし	39	40%
12	無回答	12	12%



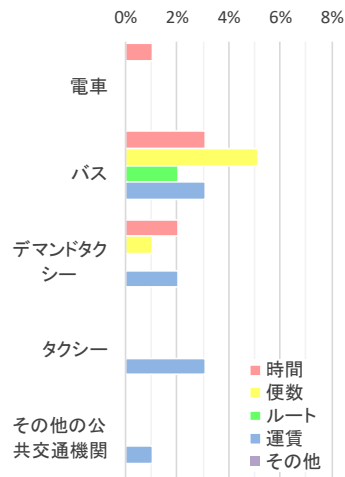
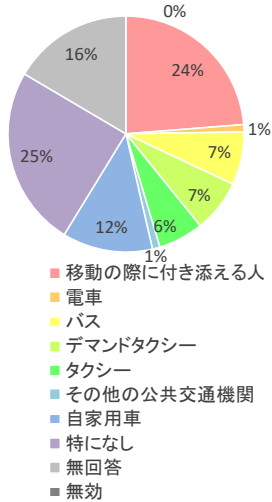
問15 ご家族の主な(よく利用する)移動方法

1	車	79	81%
2	バイク	4	4%
3	自転車	1	1%
4	徒歩	2	2%
5	公共交通機関	5	5%
6	無回答	6	6%
7	無効	0	0%
合計		97	100%



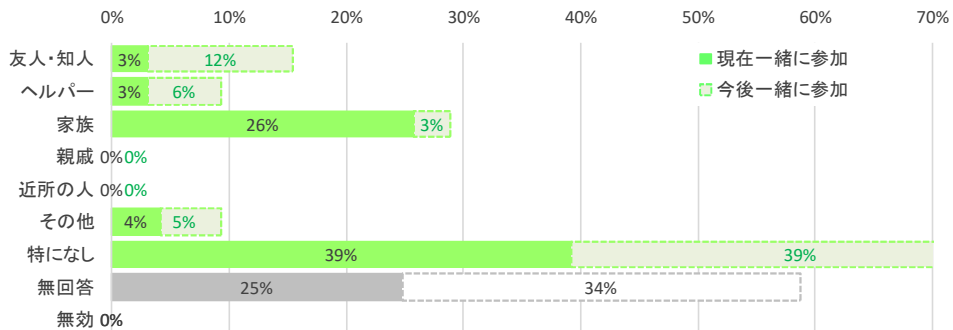
問16 移動の時に充実してほしいものとその理由

		時間	便数	ルート	運賃	その他
1	移動の際に付き添える人	23				
2	電車	1	1	0	0	0
3	バス	7	3	5	2	3
4	デマンドタクシー	7	2	1	0	2
5	タクシー	6	0	0	0	3
6	その他の公共交通機関	1	0	0	0	1
7	自家用車	12				
8	特になし	24				
9	無回答	16				
10	無効	0				
合計		97	6	6	2	9



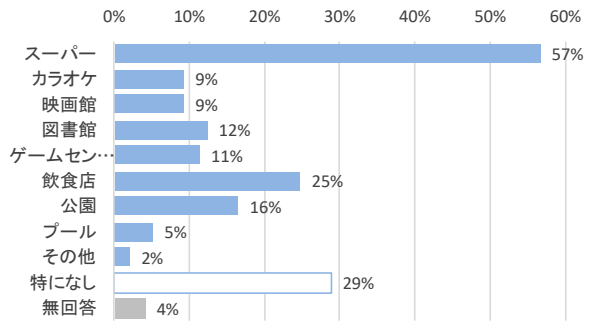
問17 ご本人の余暇活動について、現在一緒に参加している人と今後一緒に参加してほしい人

		現在一緒に参加	今後一緒に参加	現在一緒に参加	今後一緒に参加
1	友人・知人	3	12	3%	12%
2	ヘルパー	3	6	3%	6%
3	家族	25	3	26%	3%
4	親戚	0	0	0%	0%
5	近所の人	0	0	0%	0%
6	その他	4	5	4%	5%
7	特になし	38	38	39%	39%
8	無回答	24	33	25%	34%
9	無効	0	0	0%	0%
合計		97	97	100%	100%



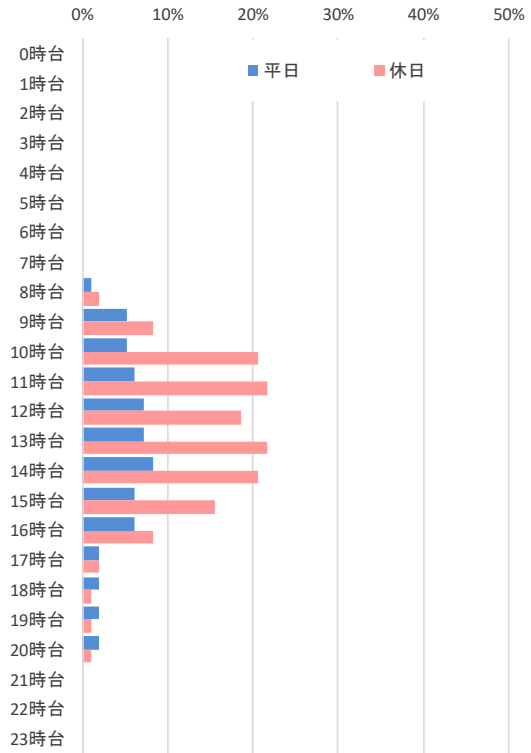
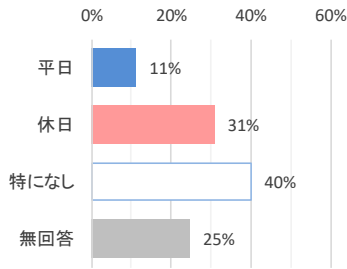
問18 ご本人がよく利用する場所【複数回答】

1	スーパー	55	57%
2	カラオケ	9	9%
3	映画館	9	9%
4	図書館	12	12%
5	ゲームセンター	11	11%
6	飲食店	24	25%
7	公園	16	16%
8	プール	5	5%
9	その他	2	2%
10	特になし	28	29%
11	無回答	4	4%



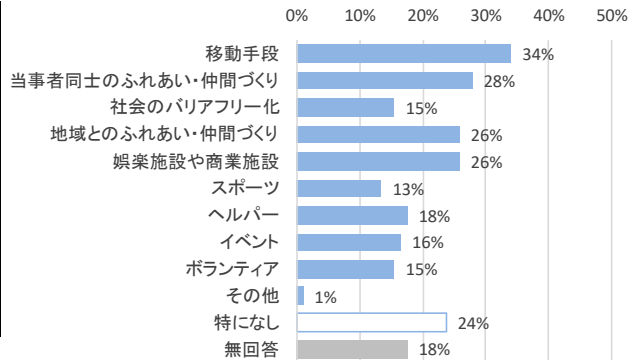
問19 余暇活動を希望する曜日とその時間帯【複数回答】

		平日	休日	平日	休日			
1	平日	11	11%	0時台	0	0	0%	0%
2	休日	30	31%	1時台	0	0	0%	0%
3	特になし	39	40%	2時台	0	0	0%	0%
4	無回答	24	25%	3時台	0	0	0%	0%
				4時台	0	0	0%	0%
				5時台	0	0	0%	0%
				6時台	0	0	0%	0%
				7時台	0	0	0%	0%
				8時台	1	2	1%	2%
				9時台	5	8	5%	8%
				10時台	5	20	5%	21%
				11時台	6	21	6%	22%
				12時台	7	18	7%	19%
				13時台	7	21	7%	22%
				14時台	8	20	8%	21%
				15時台	6	15	6%	15%
				16時台	6	8	6%	8%
				17時台	2	2	2%	2%
				18時台	2	1	2%	1%
				19時台	2	1	2%	1%
				20時台	2	1	2%	1%
				21時台	0	0	0%	0%
				22時台	0	0	0%	0%
				23時台	0	0	0%	0%



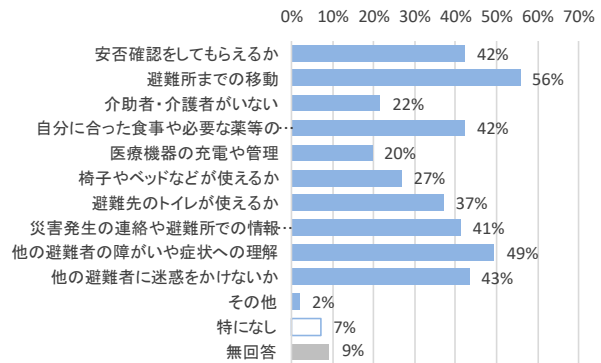
問20 ご本人やご家族にとって、余暇活動を行うにあたり充実してほしいもの【複数回答】

1 移動手段	33	34%
2 当事者同士のふれあい・仲間づくり	27	28%
3 社会のバリアフリー化	15	15%
4 地域とのふれあい・仲間づくり	25	26%
5 娯楽施設や商業施設	25	26%
6 スポーツ	13	13%
7 ヘルパー	17	18%
8 イベント	16	16%
9 ボランティア	15	15%
10 その他	1	1%
11 特になし	23	24%
12 無回答	17	18%



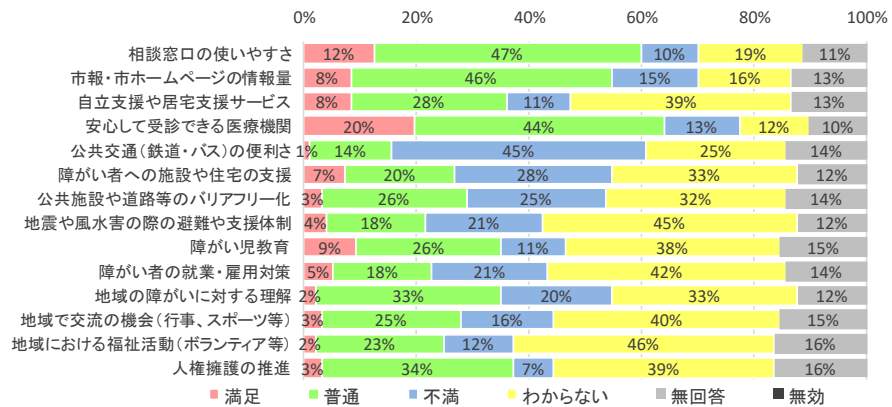
問21 災害時の避難や避難所での生活に関する心配【複数回答】

1 安否確認をしてもらえるか	41	42%
2 避難所までの移動	54	56%
3 介助者・介護者がいない	21	22%
4 自分に合った食事や必要な薬等の入手	41	42%
5 医療機器の充電や管理	19	20%
6 椅子やベッドなどが使えるか	26	27%
7 避難先のトイレが使えるか	36	37%
8 災害発生の連絡や避難所での情報入手	40	41%
9 他の避難者の障がいや症状への理解	48	49%
10 他の避難者に迷惑をかけないか	42	43%
11 その他	2	2%
12 特になし	7	7%
13 無回答	9	9%



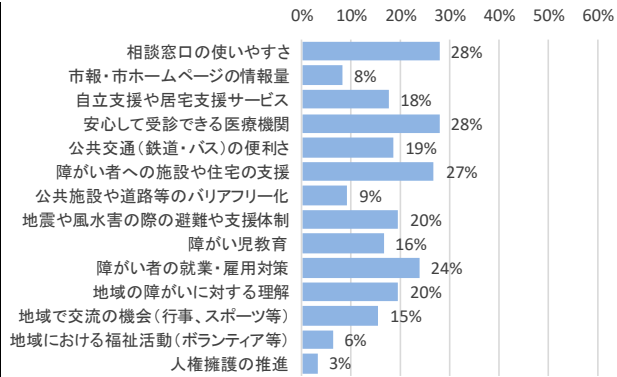
問23 市の施策やまちづくりに対する満足度

	満足	普通	不満	わからない	無回答	無効
1 相談窓口の使いやすさ	12	46	10	18	11	0
2 市報・市ホームページの情報量	8	45	15	16	13	0
3 自立支援や居宅支援サービス	8	27	11	38	13	0
4 安心して受診できる医療機関	19	43	13	12	10	0
5 公共交通(鉄道・バス)の利便さ	1	14	44	24	14	0
6 障がい者への施設や住宅の支援	7	19	27	32	12	0
7 公共施設や道路等のバリアフリー化	3	25	24	31	14	0
8 地震や風水害の際の避難や支援体制	4	17	20	44	12	0
9 障がい児教育	9	25	11	37	15	0
10 障がい者の就業・雇用対策	5	17	20	41	14	0
11 地域の障がいに対する理解	2	32	19	32	12	0
12 地域で交流の機会(行事、スポーツ等)	3	24	16	39	15	0
13 地域における福祉活動(ボランティア等)	2	22	12	45	16	0
14 人権擁護の推進	3	33	7	38	16	0



問24 市の施策やまちづくりで特に充実してほしいこと【最大3つ】

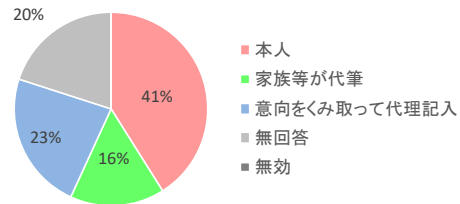
1 相談窓口の使いやすさ	27	28%
2 市報・市ホームページの情報量	8	8%
3 自立支援や居宅支援サービス	17	18%
4 安心して受診できる医療機関	27	28%
5 公共交通(鉄道・バス)の利便さ	18	19%
6 障がい者への施設や住宅の支援	26	27%
7 公共施設や道路等のバリアフリー化	9	9%
8 地震や風水害の際の避難や支援体制	19	20%
9 障がい児教育	16	16%
10 障がい者の就業・雇用対策	23	24%
11 地域の障がいに対する理解	19	20%
12 地域で交流の機会(行事、スポーツ等)	15	15%
13 地域における福祉活動(ボランティア等)	6	6%
14 人権擁護の推進	3	3%



当事者向けアンケート

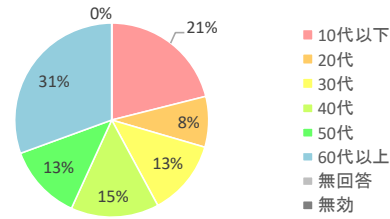
問1 アンケートの記入者

1 本人	39	41%
2 家族等が代筆	15	16%
3 意向をくみ取って代理記入	22	23%
4 無回答	19	20%
5 無効	0	0%
合計	95	100%



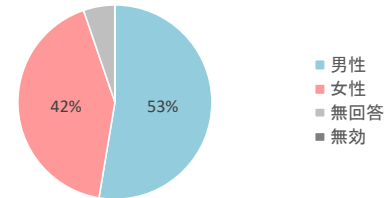
問2 年齢

1 10代以下	20	21%
2 20代	8	8%
3 30代	12	13%
4 40代	14	15%
5 50代	12	13%
6 60代以上	29	31%
7 無回答	0	0%
8 無効	0	0%
合計	95	100%



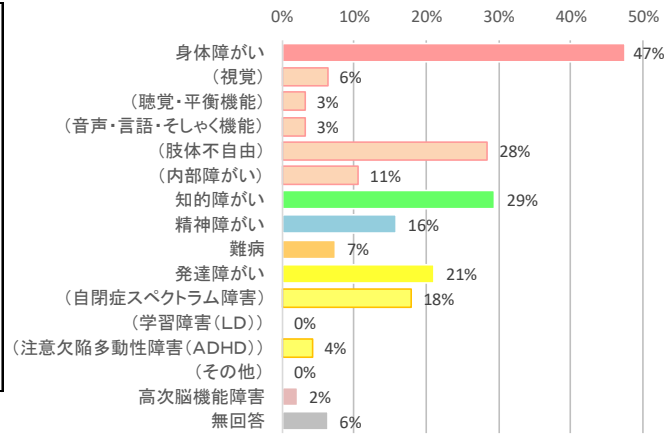
性別

1 男性	50	53%
2 女性	40	42%
3 無回答	5	5%
4 無効	0	0%
合計	95	100%



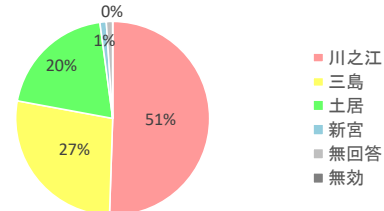
問3 障がいの種別【複数回答】

1 身体障がい	45	47%
(視覚)	6	6%
(聴覚・平衡機能)	3	3%
(音声・言語・そしゃく機能)	3	3%
(肢体不自由)	27	28%
(内部障がい)	10	11%
2 知的障がい	28	29%
3 精神障がい	15	16%
4 難病	7	7%
5 発達障がい	20	21%
(自閉症スペクトラム障害)	17	18%
(学習障害(LD))	0	0%
(注意欠陥多動性障害(ADHD))	4	4%
(その他)	0	0%
6 高次脳機能障害	2	2%
無回答	6	6%
1人あたりの障がい数	1.31	



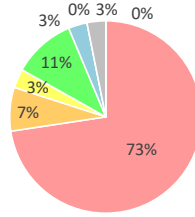
問4 住んでいる地域

1 川之江	48	51%
2 三島	26	27%
3 土居	19	20%
4 新宮	1	1%
5 無回答	1	1%
6 無効	0	0%
合計	95	100%



問5 今住んでいる環境

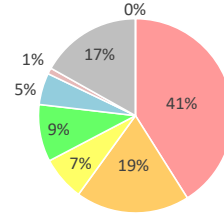
1	家族と一緒に	69	73%
2	一人暮らし	7	7%
3	グループホーム	3	3%
4	障害者支援施設	10	11%
5	高齢者施設	3	3%
6	その他	0	0%
7	無回答	3	3%
8	無効	0	0%
合計		95	100%



- 家族と一緒に
- 一人暮らし
- グループホーム
- 障害者支援施設
- 高齢者施設
- その他
- 無回答
- 無効

将来住みたい環境

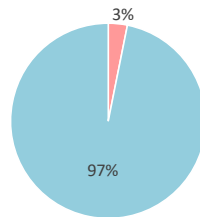
1	家族と一緒に	39	41%
2	一人暮らし	18	19%
3	グループホーム	7	7%
4	障害者支援施設	9	9%
5	高齢者施設	5	5%
6	その他	1	1%
7	無回答	16	17%
8	無効	0	0%
合計		95	100%



- 家族と一緒に
- 一人暮らし
- グループホーム
- 障害者支援施設
- 高齢者施設
- その他
- 無回答
- 無効

現在入院中

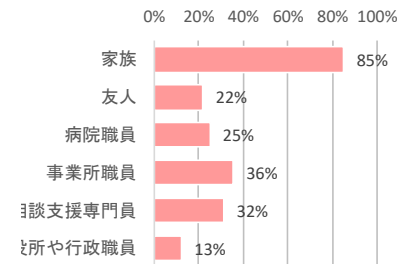
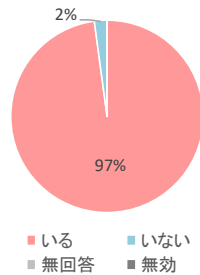
1	はい	3	3%
2	いいえ(無回答含む)	92	97%
合計		95	100%



- はい
- いいえ(無回答含む)

問6 相談相手

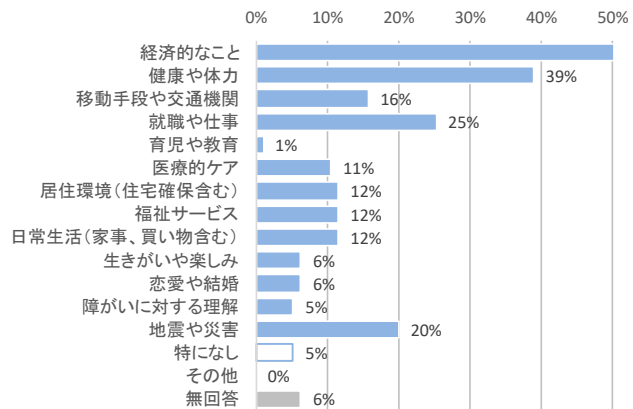
1	いる	92	97%
	家族	81	85%
	友人	21	22%
	病院職員	24	25%
	事業所職員	34	36%
	相談支援専門員	30	32%
	市役所や行政職員	12	13%
2	いない	2	2%
3	無回答	0	0%
4	無効	0	0%
合計		94	99%
平均相談相手数		2.13	



- いる
- いない
- 無回答
- 無効

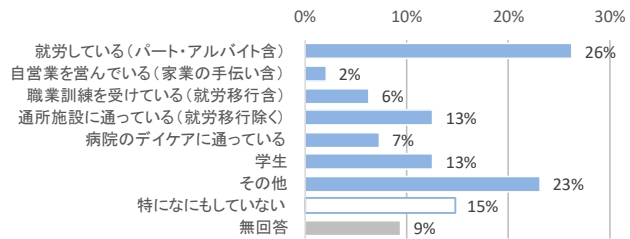
問7 将来について不安なこと【最大3つ】

1	経済的なこと	54	57%
2	健康や体力	37	39%
3	移動手段や交通機関	15	16%
4	就職や仕事	24	25%
5	育児や教育	1	1%
6	医療的ケア	10	11%
7	居住環境(住宅確保含む)	11	12%
8	福祉サービス	11	12%
9	日常生活(家事、買い物含む)	11	12%
10	生きがいや楽しみ	6	6%
11	恋愛や結婚	6	6%
12	障がいに対する理解	5	5%
13	地震や災害	19	20%
14	特になし	5	5%
15	その他	0	0%
16	無回答	6	6%
1人あたりの回答数		2.36	



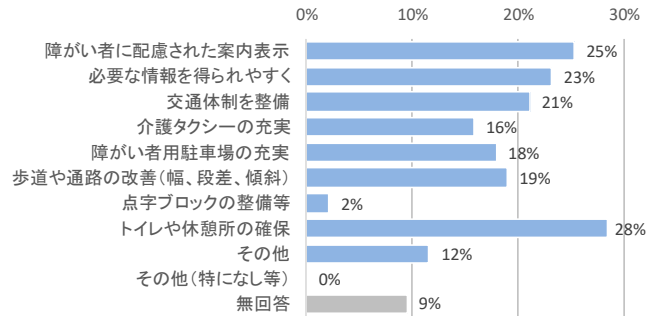
問8 日中の過ごし方【複数回答】

1 就労している(パート・アルバイト含)	25	26%
2 自営業を営んでいる(家業の手伝い含)	2	2%
3 職業訓練を受けている(就労移行含)	6	6%
4 通所施設に通っている(就労移行除く)	12	13%
5 病院のデイケアに通っている	7	7%
6 学生	12	13%
7 その他	22	23%
8 特になにもしていない	14	15%
9 無回答	9	9%



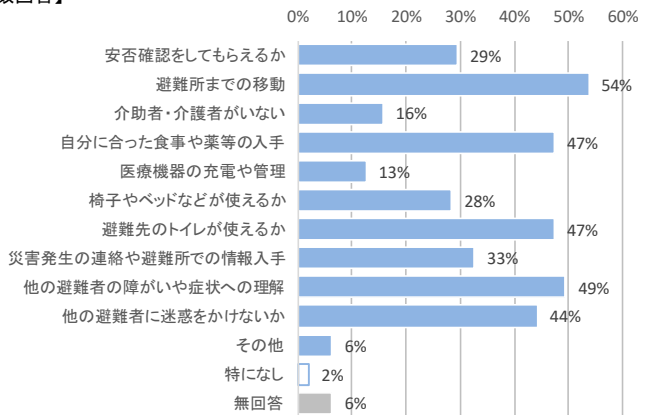
問9 外出しやすくなるには【最大2つ】

1 障がい者に配慮された案内表示	24	25%
2 必要な情報を得られやすく	22	23%
3 交通体制を整備	20	21%
4 介護タクシーの充実	15	16%
5 障がい者用駐車場の充実	17	18%
6 歩道や通路の改善(幅、段差、傾斜)	18	19%
7 点字ブロックの整備等	2	2%
8 トイレや休憩所の確保	27	28%
9 その他	11	12%
9' その他(特になし等)	0	0%
10 無回答	9	9%
平均回答数	1.81	



問10 災害時の避難や避難所での生活に関して心配なこと【複数回答】

1 安否確認をしてもらえるか	28	29%
2 避難所までの移動	51	54%
3 介助者・介護者がいない	15	16%
4 自分に合った食事や薬等の入手	45	47%
5 医療機器の充電や管理	12	13%
6 椅子やベッドなどが使えるか	27	28%
7 避難先のトイレが使えるか	45	47%
8 災害発生の連絡や避難所での情報入手	31	33%
9 他の避難者の障がいや症状への理解	47	49%
10 他の避難者に迷惑をかけないか	42	44%
11 その他	6	6%
12 特になし	2	2%
13 無回答	6	6%
1人あたりの回答数	3.92	



四国中央市第7期障がい福祉計画
四国中央市第3期障がい児福祉計画

発行年月 : 令和6年3月

発行・編集 : 四国中央市 福祉部 生活福祉課

住 所 : 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 : 0896-28-6023

ファックス : 0896-28-6172

メールアドレス : seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp

ホームページアドレス : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>